

## 2021 年度授業に際して（ガイドライン ver.1.60）

2020 年 6 月 9 日作成  
2020 年 7 月 7 日改訂  
2020 年 9 月 9 日改訂  
2020 年 11 月 11 日改訂  
2020 年 12 月 14 日改訂  
2021 年 3 月 11 日改訂  
2021 年 5 月 31 日改訂  
2021 年 9 月 13 日改訂  
学務総合センター

### （改訂履歴）

ver1.10 「4 学生対応(1)登校前」において、体調不良の場合の連絡先を「学生支援担当」に変更。また、取扱の詳細を明記。

Ver1.20 接触確認アプリ COCOA についての対応を追加。また、アクティブラーニングに関する事項を追加。

Ver1.30 COCOA 導入を義務化。教室等の衛生管理を詳細化。相談先の名称を変更。

Ver1.40 換気について整理し、冬季の換気について追加。

Ver.1.50 2021 年度開始に対応。メンタルヘルスに関する説明を充実。フェイスシールドや通学困難届等に関する事項を追加。

Ver.1.51 通学困難届が提出された学生につき、面接授業の出席と同等の学修が確保された場合についての学修内容の記録方法を変更。

Ver.1.60 変異株の流行に対応し、構成を変更するとともに、マスクの着用・換気の徹底を詳細化するとともに、感染状況に応じて、一定の授業形態を禁止。

2021 年度後期授業に際して、次のように取り扱ってください。なお、このガイドラインは、変更することがありますので、ご留意願います。

### 1 後期開始に際した指導

後期開始に際して、全学生に対し、「SUB) コロナをみんなで乗り越えよう」<https://youtu.be/EPm3G780d2I> (2021 年 5 月 25 日愛知県立大学) に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を指導してください。いわゆる変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある、ブレイクスルー感染者（ワクチン既接種における感染者）も二次感染の原因となりうると報告されています。もっとも、国立感染症研究所は、変異株への対策としても、従来株と同様に、「3つの密」（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨しています。これらの、感染による健康リスクと感染症対策を正確に伝達してください。指導のために、どの時間を当てるか等は、学部学

科に委ねますが、確実に指導を行ってください。この指導は、既に指導を受けている学年についても、必ず行い、学生の意識啓発を図ってください。

あわせて、相談窓口や体調不良時の対応についても、説明してください。特に、体調不良の学生が無理をして登校することがないように、体調不良で欠席しても不利益を課さないことを強調してください。また、新型コロナウイルスに罹患した場合は、もちろんのこと、PCR 検査を受検した場合や、濃厚接触者に指定された場合、発熱や発咳といった症状が継続して見られるなど、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、学生から学生支援担当に報告を行うよう、予め御指導ください。

「接触確認アプリ COCOA について」(末尾添付)に基づき、接触確認アプリ COCOA をスマートフォンを持っている全ての学生及び教職員がインストールすることを義務づけます。ゼミ担当教員は、ゼミ生のスマートフォンに、COCOA がインストールされているか確認してください。また、①COCOA を稼働可能な状態に保つため、やむを得ない事情を除き、電源を OFF にするのではなくマナーモードに設定すること、②陽性と診断された場合には、COCOA による陽性登録を行うこと、③接触通知が来た際には画面の案内に従い保健所に相談することについても、御指導ください。必要に応じて、末尾の案内をご利用ください。

## 2 対応

### (1) 登校前の体調不良等

発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、学生・教職員ともに自宅での休養を徹底してください。当面の間、同居の家族に同様の症状が見られる場合も、登校・出勤を控えるようにしてください。

また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話し、医療機関を受診するよう促してください。ただし、診断書の提出は不要です。

風邪の症状がない場合でも、体調不良である場合は、無理に登校せず、自宅で休養するように指導してください。

これらで欠席する学生は、学生支援担当に連絡し、学生支援担当より、授業担当教員、指導教員、医務室に連絡するものとします。また、3日以上体調不良が続く場合は、学生支援担当だけでなく、直接指導教員にも連絡するように指導してください。

風邪の症状があるため、または、体調不良のため欠席する場合は、診断書等の提出は不要です。この場合、MELOS 上の出欠は、面接授業については、「特別欠席(1)」として登録し、学生に不利益を課さないようにお願いします。必要な学修の確保は、欠席した授業に対応する課題を別途課すこと等によって対応してください。なお、面接授業の受講に代わる課題の提出等により、面接授業の出席と同等の学修が確保された場合は、MELOS 上の記録を「出席」としてください。この場合、課題の提出等の学修については、単位認定の根拠となりますので、客観的な記録をとっていただき、学生の卒業時まで保管をお願い致します。

※ 発熱とは、概ね、37.5°C以上をいいます。ただし、37.5°C未満であっても、平熱より明らかに体温が高いなど体調不良を訴える場合は、体調不良として扱います。

※ 1ヶ月程度の体温を記録しており、平熱が客観的に判断できる場合は、体温が、37.5°C程度であっても、平熱と判断することができます。

※ 体調不良とは、風邪の症状に限らず、めまい、腹痛、下痢、嘔吐、倦怠感等すべてを含みます。これらの状態にある場合、免疫力が低下しており、コロナウイルス感染のリスクが高いと考えられるためです。

※ 学生から、科目担当教員や指導教員に、直接、欠席の連絡があった場合は、連絡を受けた先生から学生支援担当に連絡されるか、または、学生に対し、学生支援担当に連絡するようにご指導ください。学生支援担当に体調不良者の情報を集約できるように、ご協力の程よろしくお願いいたします。

## (2) 登校時の検温

学生の登校時に、検温を行い、検温表を用いて、検温結果を把握します。全ての学生が検温を受けるように、授業開始時に、検温表を確認する等の対応をお願い致します。

## (3) 授業開始時の対応（登校後の体調不良）

授業開始時に、体調不良者がいないか確認してください（チェックリスト参照）。また、必要に応じて、入室前に体温を測定してください。体調不良者や発熱者がいた場合、学生支援担当に行かせるか、学生支援担当に連絡してください。学生支援担当において、医務室と連絡をとり、対応します。

## (4) 精神的・経済的な不安に対して

コロナウイルス感染症と疑われる症状がない場合でも、感染への不安などを訴えることもあり得ます。不安な学生は、指導教員、医務室、学生相談室などに相談するように指導し、不安解消に努めてください。必要に応じて、末尾の「新型コロナウイルス感染症に伴う心のケアに関する相談窓口」をご利用ください。また、経済的に困難な学生は、奨学金サポートセンター（学生支援担当）と共同して対応してください。

また、感染の有無とは別に、ほぼすべての学生が不安感を抱いているものと思われます。必要に応じて、指導教員において、個別面談を行い、コミュニケーションを確保するように努めてください。精神面で不安を感じている場合は、感染の有無にかかわらず学生相談室に相談できる旨、助言してください。

## 3 日常的な生活指導

(1) 感染を避けるために、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底を図るとともに、健康的な生活（十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事）により抵抗力を高めるように、

呼びかけてください。

学校内外の普段の生活において自ら感染症対策を意識し、感染リスクが高い活動を控えるなど適切に行動するよう指導してください。

集団感染のリスクを低減するため、3密が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの密を避ける（ゼロ密）ようにしてください。

既にワクチンを接種した教職員や学生においても、3密の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策の継続が必要です。

(2) マスクは、隙間なく着用するように指導してください。隙間をなくすためには、二重にマスクを着用することで、顔に近いマスクを押さえつけることも有効です。また、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、できるだけ、不織布マスクを着用する（二重マスクの場合は、顔に近いマスクを不織布マスクとする）ことを推奨します。

なお、顎マスクや鼻出しマスクは、適切な防護措置といえません。感染者発生時に、適切な防護措置なしに、感染者と接触していた場合は、濃厚接触者または指定接触者として、自宅待機を指示する場合があります。

#### 4 教室等の衛生管理

##### (1) マスクの着用等

教員学生ともに、マスクは、授業中外さないようにしてください

参加者間の距離は 2 メートル程度を維持してください。距離を保つことができない場合は、マスクの着用及び接触感染の防止を徹底してください。

出席記録を確実に付けてください。また、講義においては、予め、座席を指定してください。感染者がいた場合に、濃厚接触者を追跡するために必要になります。

##### (2) 教室等においては、次の対応を行ってください。

###### (一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）の徹底)

- ・ 座席間の距離を確保し、十分な対人距離の確保を促進する
- ・ 物の貸し借りなどによる接触を避ける
- ・ 水と石けんによる手洗いを徹底する
- ・ 入口及び施設内に、手指の消毒設備を設置する
- ・ マスクの着用
- ・ 施設の換気を適切に行う※(3)参照

###### (実験施設・設備の利用について)

- ・ 実験施設・設備の利用は最低限に留める。
- ・ 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。

### (3) 授業

次の事項は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の例です（「★」はこの中でも特にリスクの高いものを示します）。これらの活動は、対応レベル3においては実施しないでください。対応レベル2においては、リスクの低い活動から徐々に実施することとし、対応レベル1では適切な感染対策を行った上で実施してください。

・「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）

・「学生同士が近距離で活動する実験や観察」

・「室内で学生が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）

・美術や芸等の「学生同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

・「学生同士が近距離で活動する調理実習」（★）

・「学生が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

※ いわゆるアクティブラーニングは、「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」に該当することがあります。学生同士の「接触」「密集」「向かい合っでの発声」は、対応レベル3においては、実施しないでください。

※ 近距離とは、前後方向及び左右方向ともできるだけ2m（最低1m）の間隔を確保することができない場合をいいます。

※ 対応レベル3においても、運動時は、マスクの着用は必要ありません。ただし、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、学生が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用してください。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられます。

※ フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要がありますとされています。マスクに加えて、フェイスシールド等を併用することは差し支えありませんが、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には身体的距離をとるようにしてください。

### (4) 換気の徹底について

・新型コロナウイルスの粒子が、空気中に排出されていることを意識し、粒子が屋外に排出されるように、換気を確保する必要があります。室内で空気を循環させることは、空気の通り道を作り出し、かえって、感染リスクを高める恐れもあります。

・教室に配置してある扇風機は、主に、室内の空気を屋外に排出するために使用してください。空気の排出が行われれば、換気の確保には十分です。首振り等は不要です。

・換気は、気候上可能な限り、常時、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とします。また、廊下の窓または扉を開けることも必要です。空気の通りが悪い場合は、風の入り口を狭くし、出口を広くしてください。

- ・常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）5分程度、窓及び扉を全開にします。

- ・窓のない部屋は、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。その教室に換気口がない場合は、空気を外に出すように扇風機を稼働させます。教室奥と入り口付近の2カ所に設置すると効果的です。換気口のある教室の場合は、外から中（換気口）へ空気を送り込むように扇風機を設置します。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮します。

- ・体育館のような広く天井の高い部屋であっても、換気に努めてください。

- ・エアコンを動かしても、室内の空気を循環しているだけで、換気をしたことになりません。

- ・換気扇等の換気設備がある場合は、常時運転してください。ただし、換気設備だけでは人数に必要な換気能力に足りない場合もありますので、その場合は、窓開け等による自然換気と併用してください。

- ・冬季における換気の留意点

冷気が入り込むため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合は、30分に1回以上、窓及び扉を全開にします。）。

換気により室温を保つのが困難な場面が生じますので、学生に暖かい服装を心がけるように指導してください。

空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も有効です。教室の暖房能力では不足する場合は、空気の取り込み口となっている部屋でも暖房を行ってください。

## 5 感染者や濃厚接触者等への対応

コロナウイルス感染者や濃厚接触者等には、「新型コロナウイルス感染者発生時対応指針」に従い、出席停止を命じます。また、接触確認アプリ COCOA で、陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けた場合も、出席停止を命じます。この場合、感染者は学校感染症による特別欠席、濃厚接触者等は6の通学困難届により、処理します。

## 6 通学困難届

新型コロナウイルス感染症の影響により、通学が困難な学生については、学生支援担当に、「新型コロナウイルスによる通学困難届」を提出するように、ご指導下さい。必要な場合は、メールでも仮受付します。主な配慮事由としては、濃厚接触者・指定接触者となった、学生本人に基礎疾患がある、通学または面接授業の受講が困難なほど強い恐怖を感じる、同居人が感染した場合の危険性が高い、県外実習等のために自宅待機する必要がある、海外に滞在しており、日本に帰ることが困難であるというものがあります。通学困難届による配慮に該

当するか心配な場合は、医務室にご相談下さい。通学困難届の提出に、医師の診断書の添付は求めません。

なお、当該学生が受講する面接授業が「演習（ゼミ）」のみである場合は、通学困難届の提出なしに、指導教員の裁量で、面接授業の受講に代えて課題を出す等の対応をしていただいてもかまいません。

通学困難届の提出があった場合は、授業担当教員、指導教員、各学部の学生生活支援委員にご連絡します。その場合は、学生に不利益にならないようにするとともに、欠席した授業に対応する課題を別途課す等によって、必要な学修を確保してください。

通学困難届が提出された場合は、学生支援担当において、通学困難届とその期間のみを、MELOS の面談記録に入力します（通学困難となる事由については入力しません。）。

通学困難届の提出された学生の MELOS 上の出欠は、面接授業については、「特別欠席(1)」としてください。ただし、面接授業の受講に代わる課題の提出等により、面接授業の出席と同等の学修が確保された場合は、MELOS 上の記録を「出席」としてください。この場合、課題の提出等の学修については、単位認定の根拠となりますので、客観的な記録をとっていただき、学生の卒業時まで保管をお願い致します。なお、通学困難届の提出された学生については、面接授業において「欠席」は使用しないでください。

## 接触確認アプリ COCOA について

全学生・教職員

名古屋経済大学

接触確認アプリ COCOA を利用することを義務づけます。

インストール後、一度アプリを起動して、利用規約の同意等を行ってください。

### 1 アプリの内容

スマートフォンのブルートゥース機能を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

### 2 接触可能性通知があった場合の対応

COCOA から、陽性者と接触した可能性がある旨の通知があった場合は、COCOA の指示に従い、保健所に連絡してください。検査の受診など保健所のサポートを受けることができます。また、大学にも連絡してください (0568-67-0511 [gakusei@nagoya-ku.ac.jp](mailto:gakusei@nagoya-ku.ac.jp))。なお、このアプリで、陽性者との接触の可能性について通知を受け取った者が、保健所に相談の上で検査を実施することとなった場合には、検査に係る費用負担なしに検査を実施することができます。

### 3 大学での取扱い

COCOA で、陽性者との接触の可能性について通知を受け取った場合、新型コロナウイルスに感染していないことが確認できるまでの期間、出席停止となります。

### 4 個人情報

COCOA には、氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力することはありません。また、COCOA は位置情報も取得しません。

### 5 通信費

アプリのインストール時と、新型コロナウイルス感染症の陽性者との接触の可能性の通知を受ける場合など、携帯電話会社の通信網を利用する場合にのみ通信費がかかります。普段は、通信費はかかりません。

### 6 インストール

App Store または Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください。次の頁にある QR コードを読み込ませることで、インストールできます。

ios 端末の場合

App Store



<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

android 端末の場合

Google Play



<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

## 新型コロナウイルス感染症に伴う心のケアに関する相談窓口

2021年3月11日

名古屋経済大学

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの人が不安やストレスを抱えています。厚生労働省が2020年9月に実施した調査でも、調査回答者(10,981人)のうち半数程度の方が何らかの不安等を感じていた、不安の対象は「自分や家族の感染への不安」が最も多かった、学生については、自分や家族の勉強や進学に関して不安を感じていた人が多かったことが分かっています。

いまだ新型コロナウイルス感染症は収束の見通しが立たない状況が続いており、引き続き、新型コロナウイルス感染症に起因するメンタルヘルス対策に取り組んでいく必要があります。

特に、学生については、新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニケーションが充分にとれないことによる不安やストレスの増大、心の悩みを気軽に相談しにくい等によるメンタルヘルスの悪化が懸念されることから、メンタルヘルス対策が重要であると考えられます。

本学においては、学生相談室よりメッセージを発するとともに、昨年9月からの全学部での面接授業の再開、リトルワールド・明治村といった文化施設への見学等、感染リスクを抑えつつ、学生のコミュニケーションを確保するための施策を行ってきました。このような施策は、2021年度においても、継続して実施していく予定ですが、2021年度は面接授業の大幅な再開に伴い、オンライン授業から面接授業へスムーズに移行できない学生の存在が懸念されます。

個別の相談については、学生相談室や指導教員が受け付けますが、大学には相談しにくいことなどは、自治体の相談窓口を利用することもできます。

### 【名古屋経済大学学生相談室】

<https://www.nagoya-ku.ac.jp/support/counseling/>

新型コロナウイルス感染症は、私たちの心身および生活に多大なストレスを与えています。新型コロナウイルス感染症に限らず、学生・教職員について気になることがありましたら、いつでも学生相談室に相談してください。

※ 学生相談室(野副カウンセラー)と学生相談室分室(家接カウンセラー)の2室があります。



### 【近隣自治体の相談窓口】

愛知県 <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan-korona.html>

※ 電話・LINEで相談できます。

三重県 [https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/75544031917\\_00001.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/75544031917_00001.htm)

岐阜県 心の相談 岐阜県精神保健福祉センター 058-231-9724

【メンタルヘルスに関する情報サイト】

■みんなのメンタルヘルス総合サイト（厚生労働省）

心の不調や病気についての情報、ストレスをためない暮らし方や相談窓口の情報などを掲載しています。

《URL》 <https://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

■コロナ心の支援情報（国立精神・神経医療研究センター）

こころの健康を保つためのセルフケアや呼吸法の紹介など、ストレスをため込まないためのヒントとなる情報を紹介しています。

《URL》 <https://www.ncnp.go.jp/nimh/behavior/anxiety/index.html>

【リーフレット】

主な相談窓口や厚生労働省が実施した調査結果、セルフケアを掲載しています。

《新型コロナウイルスの流行により不安やストレスを抱えていませんか》

<https://www.mhlw.go.jp/content/000723599.pdf>

【新型コロナウイルス感染症 調査情報】

新型コロナウイルス感染症が私たちの心にどのような影響を及ぼしたのか、1万人規模で調査した厚生労働省の報告です。不安を感じているのは自分だけではないとわかり、現状を客観的に理解するのに役立ちます。

「新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査の結果概要」（厚生労働省 2020年12月25日発表）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15766.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15766.html)

### 感染症対策チェックリスト（ガイドライン 1.60）

※ このリストは、「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（事務連絡令和3年8月20日）別紙「学校等における感染症対策チェックリスト」を本学の状況に適合するように修正したものです。

※ このリストは、感染拡大のリスクを低減することを目的としたものです。学生に配布しても構いません。

- 発熱等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、学生・教職員ともに自宅で休養することを徹底していますか。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域となっている場合は、同居の家族に同様の症状が見られる場合も、登校・出勤を控えていますか。
- 発熱等の風邪症状が見られる学生・教職員に対し、かかりつけ医等の身近な医療機関を受診するように促していますか。
- 学生の登校時に、検温結果を把握していますか。特に、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域となっている場合は、校舎に入る前にこれらを把握していますか。
- 登校時や登校後に学生に風邪症状が見られた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導していますか。
- 学生や教職員に対し、こまめな手洗いの徹底を図るとともに、正しいマスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆う、隙間が生じないように顔にフィットさせる。二重マスクも推奨）や健康的な生活により抵抗力を高めるよう促していますか。
- エアコンの使用時を含め、気候上可能な限り、教室等における常時換気を実施していますか。また、医務室等の支援を得つつ、十分な換気ができているか確認していますか。
- 教室において、学生の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保するように座席を配置していますか。
- 食堂、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、原則として会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事時の換気の確保や、食事後の歓談時におけるマスクの着用が行われていますか。
- 各授業の学習活動や方法が、「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」の実施の是非について、大学の対応レベルに応じて判断されていますか。

（※）全ての授業についてチェックしてください。

以下は、「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」の例です（「★」は、特にリスクの高い活動）。これらの活動は、対応レベル3では禁止、対応レベル2では低リスク活動から徐々に実施。

・「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）

- ・「学生同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・「室内で学生が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・美術や工芸等の「学生同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・「学生同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・「学生が密集する運動」(★) や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

※ いわゆるアクティブラーニングは、「学生が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」に該当することがあります。学生同士の「接触」「密集」「向かい合っただけの発声」は、対応レベル3においては、実施しないでください。

※ 近距離とは、前後方向及び左右方向とものできるだけ2m（最低1m）の間隔を確保することができない場合をいいます。

- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域の感染レベルに応じた活動を行っていますか。その際、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。また、部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底していますか。
- 指導教員や医務室等を中心としたきめ細かな健康相談の実施等により学生の状況を的確に把握していますか。また、学生相談室等による支援を行うなど、学生の心のケアに取り組んでいますか。
- 教職員が休暇を取りやすい職場環境とするため、仮に感染を責める雰囲気がある場合は管理職が率先して払拭するよう努める、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行う、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について検討を進めるなどの工夫をしていますか。
- 事務室等において勤務する際に、可能な限り間隔を確保していますか（おおむね1～2m）。また、十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用等による分散勤務を検討していますか。
- 教職員の精神面の負担に鑑み、校務分掌の見直しを図るなど業務負担が過重とならないよう留意していますか。また、予防的な取組の充実や相談窓口の周知など、教職員が一人で不安や悩みを抱え込むことのないよう対策を講じていますか。
- 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない学生の学びを保障するため、ICTの活用等による学習指導や学習状況の把握を行っていますか。
- 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導を行っていますか。また、ワクチン接種についても、同様に差別が行われないよう必要な指導を行っていますか。